

# 児童福祉施設等物価高騰対策支援金(令和5年度下半期分)

申請の手引き (令和6年1月18日時点)

**申請受付期間: 令和6年1月22日(月) ~ 令和6年2月22日(木)(消印有効)**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける静岡県内の児童福祉施設等に対し、サービスの質の低下を防止し、安定的な運営を支援するため、児童福祉施設等物価高騰対策支援金を交付します

交付額	保育所等	定員 × 1,000円 (上限180,000円) <0~2歳児を保育している保育所・認定こども園(4類型)・地域型保育事業所は食材料費分として以下を追加で交付> 0~2歳児クラスの利用児童数 × 1,000円 (上限180,000円)
	児童養護施設等	定員 <sup>※1</sup> × 9,400円 (上限564,000円)
対象者 (※2)	保育所等	保育所(保育所型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園・新制度移行幼稚園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・認可外保育施設(ベビーシッターを除く)
	児童養護施設等	児童養護施設・地域小規模児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム・里親・福祉型障害児入所施設

※1 里親の場合は委託児童数に読み替え

※2 令和5年12月1日時点で静岡県内において保育所等又は児童養護施設等を設置している方(里親の場合は児童の委託を受けている方)を対象とします(市町長を除く)。詳細要件は交付要綱を確認してください。

## ◆書類の提出方法

申請受付期間	令和6年1月22日(月) ~ 令和6年2月22日(木)(消印有効)	
必要書類	交付申請書 (様式第1号)	記入例を参考にして作成してください
	支援金申請額内訳書 (様式第2号)	記入例を参考にして作成してください
	振込先金融機関の口座が 確認できる通帳のコピー等	通帳のオモテ面及び通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、 名義人(フリガナ)が確認できるもの
	その他知事が 必要と認める書類	申請書受領後、申請内容の確認のために 提出をお願いすることがあります (特に指示がなければ提出不要です)
提出先	〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル4F 静岡県児童福祉施設等物価高騰対策支援金事務局 宛	
問合せ先	電話:050-5369-9434 メール:jido-fukushi@sigma-jp.co.jp (静岡県児童福祉施設等物価高騰対策支援金事務局)	

## ◆定員・利用児童数とは？

		区 分	
		定 員	利用児童数
保育所等	保育所 認定こども園(4類型) 地域型保育事業所	令和5年12月1日時点の 小学校就学前の子どもに係る定員	令和5年12月1日時点の 0～2歳児クラスの利用児童数 (3号認定児+満3歳の2号認定児)
	新制度移行幼稚園 認可外保育施設	令和5年12月1日時点の利用定員 (認可外保育施設は令和5年12月1日時 点の小学校就学前の子どもに係る定員)	—
児童養護 施設等 (※)	自立援助ホーム・ ファミリーホーム	運営規程に定められた入居定員	—
	里親	令和5年12月1日時点の 静岡県内における委託児童数	—
	上記以外	令和5年12月1日時点で定める定員 (母子生活支援施設は世帯数)	—

※ 都道府県知事又は指定都市の長が暫定定員を定めた時は、令和5年4月1日時点の暫定定員とします。

## ◆注意事項

重複受給	[全施設] 市町が実施する 物価高騰対策関係の補助金との 重複受給について	市町が実施している物価高騰対策関係の補助金を受給している場合でも、本支援金は受給可能です。 ただし、市町側で県の支援金との重複受給について制限を設けている可能性があるため、市町側のルールも確認してください。
定員関係	[里親] 12月1日時点での 一時保護委託児童数の 取扱いについて	里親について、一時保護委託児童数は委託児童数に含みません。
	[里親] 静岡県以外の自治体から 児童を措置している場合の 取扱いについて	里親について、静岡県以外の自治体から児童を措置している場合、静岡県で里親登録しており、12月1日時点で児童の委託を受けていれば委託児童数に含めます。
	[認可外保育施設] 定員調査について	認可外保育施設については、本支援金の支給に先立ち、施設あてに個別に定員調査を実施させていただいております。 本支援金の申請に使用する定員数は、定員調査で回答した定員数となります。

【全施設】  
申請してから支援金が  
入金されるまでの期間について

本支援金を申請してから支援金が入金されるまでの期間の  
目安は概ね1か月半程度となります(申請に不備がある場合  
はこの限りではありません)。

【保育所等】  
食材料費分の支給対象について

保育所等における食材料費分の支給対象は、食材料費が公  
定価格に含まれていて、各施設が食材料費を自由に設定で  
きないものを対象としています(保育所・認定こども園・地域  
型保育事業所の満3歳の1号認定児及び3～5歳児クラス、  
新制度移行幼稚園、認可外保育施設は対象外)。